



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年4月28日(水)

担当：観光国際課 課長：渋谷

問い合わせ先：さいたま市キャッシュレス決済による

消費活性化キャンペーン実行委員会

(事務局：(公社)さいたま観光国際協会)

観光事業課 誘致事業グループ

伊野宮・木内・抜井

電話：048-647-1021

さいたま市キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーンを実施します
～PayPayで買い物すると最大20%戻ってくる！～

さいたま市では、市内の対象店舗にてキャッシュレス決済サービス「PayPay」で
買い物すると、決済金額の最大20%のPayPayボーナスが戻ってくる『頑張ろう！
さいたま市！最大20%戻ってくるキャンペーン』を令和3年6月1日(火)から6
月30日(水)まで実施します。

これにより落ち込んだ市内消費を積極的に喚起して地域活性化を図るとともに、
キャッシュレス化の促進による「新しい生活様式」の普及を図ります。

1. キャンペーン名称

頑張ろう！さいたま市！最大20%戻ってくるキャンペーン

2. 実施期間

令和3年6月1日(火)～6月30日(水) (30日間)

3. 実施主体

さいたま市キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーン実行委員会
(事務局：(公社)さいたま観光国際協会)

4. キャッシュレス決済事業者

PayPay株式会社

5. 実施内容

実施期間中、市内のPayPay加盟店舗（※1）で、PayPay（※2）で買い物すると、最大20%（上限：1,000円相当/回、10,000円相当/期間）のPayPayボーナスを付与。

※1 大手チェーンなどを除く。

※2 PayPayアプリの支払い方法設定時に、PayPay残高又はヤフーカード、PayPayあと払い（一括のみ）での支払いが対象。ヤフーカード以外のクレジットカードは対象外。

6. 対象店舗

約6,000店舗

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者が対象。

本キャンペーン実施に伴い、対象店舗となるさいたま市内の新規店舗を募集します。参加要件等がございますので、詳細は「7. キャンペーンページ」をご参照ください。

・キャンペーン参加店舗募集〆切

（第1次）令和3年5月 7日（金）※キャンペーン適用6月 1日から

（第2次）令和3年5月24日（月）※キャンペーン適用6月16日から

※加盟店審査状況によっては、所定の期日にキャンペーン適用にならない場合があります。

7. キャンペーンページ（（公社）さいたま観光国際協会ウェブサイト）

<https://www.stib.jp/paypay/>